

一般社団法人 日本産婦人科乳腺医学会 役員及び評議員選任規定

趣旨

第1条 この法人（以下この法人という）の役員（理事長、副理事長、常務理事、理事、監事）及び評議員の選任は、定款に基づき本規程に従うものとする。

理事の選任

第2条 理事は2年ごとに候補者を選出し、社員総会において選任される。

理事の任期

第3条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. この法人設立初年度の理事と監事は、この法人移行前の理事と監事の中から就任承諾者が就任するものとする。

理事の定数

第4条 理事の定数は、30名以内とする。

理事の補充

第5条 理事に欠員が生じた場合は、補充することができる。

副理事長及び常務理事の補充

第6条 副理事長及び常務理事に欠員を生じた場合は、理事会の議決により補充することができる。

監事の選任ならびに補充

第7条 監事は理事選任を行う社員総会において選任される。

2. 監事に欠員を生じた場合は前項の手續に準じて補充することができる。

評議員となる者の資格

第8条 評議員となる者は以下各号に定める要件のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 原則として満70歳未満の正会員であること
- (2) 評議員となる事を申請する時点で原則として連続して5年以上の会員歴を有し、会費を完納している者とする。

評議員の応募

第9条 評議員となる事を申請する者は、所定の申請書に必要事項を記入し2名の理事の推薦書面を

得て事務局に提出する。

評議員選考委員会の設置

第10条 委員長は組織担当の常務理事1名とする。

2. 委員は委員長が理事より5名を選出する。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

評議員の選任

第11条 評議員は、第9条の応募に基づき評議員選考委員会で審査を行い、書面をもって理事長に報告するものとする。

2. 理事長は、前項の答申の結果を理事会に議案として付議しなければならない。

評議員の任期

第12条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. この法人設立初年度の評議員は、この法人移行前の評議員の中から就任承諾者が就任するものとする。

評議員の定数

第13条 評議員の定数は、正会員のなかから正会員数の10%を限度として選任される。

評議員の補充

第14条 評議員に欠員が生じた場合は直ちに補充することができる。

選任規定の変更

第15条 この選任規定は理事会及び社員総会の承認を得なければ変更することができない。

附則

本選任規定は平成26年1月6日から施行する。